

午前 9時30分開議

◎開議の宣告

○議長（永井一行君） 本日は定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

よって、本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

今日も大分暑くなっていますので、それぞれ上着等は各自の判断で着脱してください。

これより議案審議に入ります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に、10番議員 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告によりまして、質問を行いたいと思います。

村の財政需用についてお聞きいたします。

令和6年度の一般会計決算額は57億188万7,000円となりました。これまでの行政運営は、この財政規模の下で行われてまいりました。しかし、少子高齢化が進行しており、現状のままでは将来的に生産年齢人口が大幅に減少し、村の現在の姿を維持することが困難な時代を迎えると考えられます。

そこでお聞きします。近い将来、特に10年後の村の人口の推移はどのように変化していくと考えられるのか、担当課長さんのご説明をお願いします。

私、一般質問のあがランダムですので、全文を読んだ後、それぞれの課長さんから答えをお聞きしたいと思います。

次に、村の経済基盤である道路、排水路の整備状況と今後変わりゆく道路愛護の在り方について、担当課長のご意見をお聞かせください。

さらに、道路新設改良費に関しては国庫補助による計画はあるのか、担当課長のご説明

をお願いします。

また、財政の基本である「入りを量り出するを制す」という言葉があります。今後、人口減少に加えて高齢化が進む中、村民に提供する行政サービスはどのように変化していくのか、また税収の増加は見込めるのか、担当課長さんにお聞きします。

最後に、人口減少を極力抑え、村が長く続くために、村長としてどのような行政運営や政策を考えておられるのか、お聞かせください。

以上、質問といたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　加藤生議員さんの財政需要についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の人口減少を極力抑え、村が長く続くために、どのような行政運営や政策を考えているかについてですが、人口減少は、税収等の歳入の減少による財政の危機、医療、介護の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、自治体の担い手減少、労働力の不足、経済規模の縮小などが考えられ、経済的、社会的な課題を深刻化させる要因であると認識しております。

人口減少を抑え、村が長く続くためには、生産年齢人口を増やすこと、子育て世代が子育てをしやすく住みやすいむらづくりを進め、昭和村に住み続けていただくことが必要不可欠であると考えております。

このため、定住促進を図るために、整備した宅地分譲事業、若者の定住を促進するための新築住宅補助金の増額、給食費や保育料、副食費の無償化、おむつの回収事業の開始、奨学金の返済補助など、若い人たちの経済的負担の軽減や利便性の向上を図っております。また、今年度から、従来の施策に加え、入学祝金の創設、中学校スクールバスの運行開始など、さらに手厚い支援を実施しております。

また、昭和村に住んでいただくためには働く場所も必要だと考えており、雇用創出の場と税収増を期待できる企業誘致を推進するため、今年の5月から企業誘致の専門的な知識経験を有する人材を任期付職員として1名採用しております。

そして、昭和村の魅力を村内外に発信していく拠点として、道の駅を整備していきたい

と考えております。

これらの施策を継続または実現させていくためには、事業の見直しをしつつ、健全な状態で財源を確保していく必要があると思います。

今後は、人口減少とともに村の収入が減っていくと予想されますが、人口減少を少しでも抑制できるよう、時代の変化に対応した事業を展開し、第6次総合計画の「ともにつくろう　輝く昭和村」を実現させていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　総務課長。

〔総務課長　堤　美德君発言〕

○総務課長（堤　美德君）　加藤生議員さんの10年後の村の人口の推移はどのように変化していくかのご質問にお答えをいたします。

第6次総合計画及び総合戦略策定時に昭和村まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョンを策定しました。この人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した将来人口の推計を出しております。令和7年度の人口を6,633人とし、10年後の人口を6,002人と見込んでおります。

次のご回答の人口減少に加えて高齢化が進む中、村民に提供する行政サービスはどのように変化していくのかについてですが、人口ビジョンの推計では、生産年齢人口と年少人口は一貫した減少が予想されており、特に生産年齢人口の減少は地場産業の減退や村の税収への影響も大きく、さらには少子化に拍車をかける要因となると考えております。そして、高齢化が進むことによって村の収入が減少していく中、社会保障費の増加が顕著となり、他の施策にも影響を及ぼすことも予想されます。これに加え、インフラや公共施設の老朽化の更新費用なども加われば、現在の事業を現状のまま継続していくことが困難な状況に陥る可能性があります。

このような状況を回避するためにも、各種事業の見直し、公共施設の在り方の検討は今後の必須事項であると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　小林　勉君発言〕

○建設課長（小林　勉君）　加藤生議員さんの道路、排水路の整備状況と道路愛護の在り

方、道路新設改良費に関する国庫補助による計画についての質問にお答えします。

まず、道路、排水路の整備状況ですが、請願や陳情による要望箇所や村で策定した道路舗装維持修繕計画に基づいて整備しております。修繕計画は、1、2級の村道を中心とし将来を見据えた計画であり、見直しが必要な時期となっておりますので、道路状況を確認しながら、附帯する排水路も含め、整備計画の策定を進めてまいります。

次に、今後の変わりゆく道路愛護の在り方ですが、各行政区に春と秋にお願いしておりますが、高齢化による人手不足などで作業に支障を来している地域もあると聞いております。しかしながら、道路愛護はあくまで村民皆様の善意によるものであると思いますので、地域の実情に合わせて、安全第一で実施していただくようお願いしてまいりますので、よろしくお願ひします。

次に、道路新設改良費に関する国庫補助による計画ですが、現時点での新設改良の予定はございませんが、多額の工事費がかかる君河原橋の耐震補強工事は2分の1の国庫補助を活用しております。また、来年度からは有利な地方債の辺地対策事業債の活用も考えており、対象地域の工事場所を選定するなど計画的に工事を進めてまいりたいと考えますので、よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 諸田光明君発言〕

○税務会計課長（諸田光明君） 加藤生議員さんの税収の増加は見込めるのかについての質問にお答えをいたします。

税収が増加するには様々な要因が考えられますが、人口推計のみで言いますと、個人住民税は今後減少の一途をたどるものと思われます。また、固定資産税につきましても、企業による増設や新たな企業の進出があれば税収の増加は見込めますが、今現在では今後の大幅な税収増は見込めない状況であります。また、たばこ税につきましては、来年度、加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担差を2段階で解消し、令和9年度より段階的に増税するとのことです。地方税分についての増税はなく、市町村においては加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担差解消時に多少の税収増となる可能性もありますが、増税の影響等を考慮すると、それ以上の大幅な税収増は見込めないのではないかと思っております。また、軽自動車税につきましても人口減少とともに税収も減少していくものと思われますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 集中砲火を浴びたような感じで、1つずつ潰していくなくちゃならないです。

それでは、一番最初に村長さんがおっしゃっていましたように、定住促進を図り人口を増やすということですけれども、これについては何と言っても殖産興業、工場立地することによって雇用が増え、それに伴う人口増が望めるという形の中で、どのようなことをこの先考えているか。お考えがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

また、建設課長のほうから話があつたんですが、君河原橋については辺地対策事業債を充当していきたいという話だったけれども、これについては2分の1国庫補助という形でできるんですか。その辺は1つずつ、では村長から話を始めてもらってやっていきたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員の質問にお答えいたします。

お話がありましたように、企業誘致のお話ではないかと思いますが、現在1名任用職員の方を、専門的な知識を持つ方をお願いしておるんですが、大体の、ある程度の構図はまとまっておりますけれども、まだまだ発表する段階ではございません。

それから、県との当然協議も始まつてくるわけでございますけれども、その中において、昭和村らしい企業をいかに誘致するかということがありますので、またその辺のところはある程度お話が進んでからの話になるかと思います。

ただ、それに併せて、ほかの工場等も進出をしたいという要望が2件ほど来ておりますので、それと併せていろいろうまく活用できればというふうに考えております。とにかく、その工業が昭和村の農業に関係する部分も当然ありますので、昭和村の農産物がいかに有利に加工されて、多くの方々の消費につなげていくかということが大事ではないかというふうに考えておりますので、その辺も踏まえて、地元の農業と、また雇用という両方の立場から考えていきたいと思っております。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） ぜひ工場立地のほうを促進、お願いしたいと思います。

それから、総務課長から話がございましたように、人口減少しているという形の中で、これはもう自然増は望めないし自然減のほうは多い、そういうあれになっているんですが、生産年齢人口につきましては大分、外国人労働者といいますか、研修生によって大分底上げしてもらっている感がございます。これからも多文化共生といいますか、そういったよそからの方のお力を借りながら、昭和村の農業を続けたり、いろいろな産業を続けていくような形になろうかと思いますけれども、これらを含めて、5年後、10年後、どういった形でやっていくか。その辺も含めて、もう一度総務課長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えをいたします。

生産年齢人口、いわゆるこれは15歳から64歳までということになるかと思います。先ほど加藤議員からありました外国人の実習生、今現在、昨日の答弁でもあったと思うんですが、770人ぐらい、今現在6,900人のうち今770人ぐらい。そうすると、実際村の人口というのは6,200人ぐらいになるかと思います。

今後、この10年ですか、なかなか、先ほど加藤議員が言ったように、人口増と、毎月の広報を見ても分かると思うんですけれども、やっぱり出生数とお悔やみ欄を見ると大分差がある、自然に減少していくということは、これはなかなかちょっと避けられないような感じもいたします。

今後10年間、この辺の人口がどのように推移していくかということで、当然減少にはなっていくと思います。そんな中で、先ほど加藤議員の質問にもありましたけれども、財政の基本である「入りを量り出するを制す」ということで、これは収入を正確に把握した上で、それに見合った支出を計画していくというようなことになろうかと思います。まさにそういうことだと思います。その辺をまた視野に入れて、今後は財政状況等も踏まえて、事業の見直しも含めて取り組んでいかなければならぬかなというふうに感じております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 小学校の4年か5年ぐらいのときの上毛かるたの県民の人口が、「力を合わせる160万」だったような、数を覚えているんですが、だんだん県民の人口も減少している中で、うちの村も減っていっちゃうんですが、そういった中で、先を見てある程度は計画を立てていかないと大変なことになると。昨日も監査委員の萩原代表監査委員からも指摘がございましたけれども、公共的な建物も統廃合していく中で利活用を考えいかなければならぬとか、インフラ整備についても考えいかなければならぬ、水道なんか特にそうだと思います。そういったお金がかかる面がありながら、税収はなかなか上がってこないというような形の中では大変かと思いますけれども、ぜひ、昨日総務課長が話してくれたように、健全財政でもってずっと歩んでいく、借金をしていないのが一番身軽で楽だという形でございます。ぜひ、そういった先をにらんだ中でやっていただきたいと思います。

それから、建設課長に先ほどちょっと質問したんですが、君河原橋の関係、そこをもう一度、もう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 先ほどのお答えをいたします。

君河原橋の耐震工事は国庫補助事業で行いますが、辺地対策事業債につきましては辺地、交通の部分で、交通インフラ等が整備されていないような地域を対象にしております。ですので、君河原橋の近辺につきましては一応対象外となりますので、辺地は使えない状況でございます。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） 先ほどの辺地対策事業債の関係でちょっと補足をさせていただきます。

これにつきましては、対象エリアが限られております。恐らく中野とか大河原とかというところになるかと思うですけれども、これを100%充当、そのうちの70%が交付税措置をされるというところであります。

計画を立てなくちゃならないんですけれども、この計画に対して議決が必要になります。今後、準備ができましたら説明をさせていただきたいと考えておりますけれども、来年度の活用を考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 有利なそういった財政支援が受けられるものがあれば、なるべく受けてやっていければいいかなと思います。

それから、税務課長のほうで先ほど話がございましたけれども、人口減少により税収の増はなかなか見込めないという形の中で、これらを補うものとして違った形のやっぱり税収が伸びるようにするには、工場誘致をし、そこに工場を建ててもらった中でいろいろと、雇用から、またそれらの施設の税金が上がるというような形で好循環が生まれればと思いますけれども、もう一度税務課長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

〔税務会計課長 諸田光明君発言〕

○税務会計課長（諸田光明君） 先ほどのご質問にお答えをいたします。

今後10年間で、先ほどの人口推計によりますと、人口全体は9.5%減、それに対して生産年齢人口が10.7%減となるような予定となっております。やはり、こうした中におきまして、最低でも10年後には3,000万強の減収となるんではないかなと思っておりますが、先ほど来話がありますように、企業誘致等を確実に進めていければ、またそれによりまして大幅な税収増が図られていくものと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 朝からちょっと湿っぽい質問になってしまったんですが、ぜひ、

やっぱり希望を持って人口が増えていくという形につながっていかないと、いろいろなものがマイナス要因として働いていって負のスパイラルに陥る可能性があるので、ぜひ、今日質問した課長さん方、また今日質問を受けなった課長さん方もぜひ、昭和村の将来像を自分なりに描いていった中で、どのくらいの財政規模を必要とするか、また人口減少によってどのくらいまで落ち込んでいくのかということをひとつ頭の中に入れておいていただければ、これからまた将来昭和村が向かっていく姿が変わった形になろうなと思います。明治の時代に富岡製糸に殖産興業という形で絹産業を興し、そして世界に伸びていった日本の形もありますので、ぜひ昭和村からいろいろ、殖産興業によって世界に伸びていくような産業が起きればと思っておりますけれども、今後とも、皆さんもぜひひとつ特段のご骨折りいただきまして、昭和村が末永く続きますように頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（永井一行君） 次に、9番議員 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 通告した3項目にわたり、項目ごとに質問をさせていただきます。最初に、多文化共生について伺います。

さきの参議院選挙では、日本人ファーストなど外国人を敵視し、外国人への規制強化を打ち出す政党や候補者が横行しました。そもそも外国人が激増しているのは、自公政権がビザ要件規制緩和や民泊特区、円安推進など外国人観光客を呼び込みやすす施策を推進してきたこと、少子化による人材不足から安上がりの労働力確保へ外国人技能実習生を増やしてきたこと、安倍政権の不動産投機の規制緩和で億ションなどに海外投資家が投機目的で参入してきたことなどが要因です。これらの見直しは必要としても、生活保護や医療、介護、奨学金などで外国人が優遇されているなどの全く根拠のないデマがSNSなどで横行しています。事実は全く反対で、日本には外国人の人権を保障する基本法すらなく、選挙権も生活保護を受ける法的権利も認められていません。全国知事会は7月24日、参議院選挙で外国人敵視が横行したことに憂慮し、排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来をひらくにふさわしい舞台となったとする青森宣言を決議しました。

昭和村では、人口の1割を超える外国人実習生が働いています。大変ありがたい人達で

あり、なくてはならない方々です。

そこで具体的に伺います。

①外国人敵視の排外主義は国際人権規約に違反し、許されません。村長の見解を伺いたい。

②技能実習生など住民の1割を超えた外国人との多文化共生社会を目指した取組の推進を求めまして、最初の質問といたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　林幸司議員さんの多文化共生についてのご質問にお答えいたします。

まず、①外国人敵視の排外主義は国際人権規約に違反し、許されません。村長の見解を伺いたいについてですが、国際人権規約とは、全ての人が人種、国籍、出身に関係なく、平等に人権を享受することを保障しています。日本もこの規約を1979年に批准しており、内外人平等の原則に基づき、外国籍の人々にも社会保障や法的保護を提供する義務があります。

しかし、近年、一部の政治的主張やネット上の言説において、外国人への不安や敵意をあおる排外主義が目立っています。これは、外国人を社会の脅威として扱うことで差別と分断を助長し、共生社会の基盤を揺るがす危険な動きです。排外主義は、単なる意見の違いではなく、人権そのものを否定する行為です。こうした排外的な言動は国際人権規約に照らしても明確に違反しており、国内外の人権団体や法律家からも強く批判されています。

ただし、日本は法治国家であり、行動等が法律で制限されることも多々あります。全て自由に自国のルールで過ごされてしまうと恐怖を感じてしまう方々もいると思われます。日本で生活をするのであれば、日本のルールを遵守していただき、共に歩んでいければと思います。

次に、②技能実習生など住民の1割を超えた外国人との多文化共生社会を目指した取組の推進を求めますについてですが、昨日の林勝美議員への回答と重複してしまいますが、村の取組とすると、技能実習生も対象となる日本語教室を開催しております。また、地域では、夏祭りのみこしを担いでもらったり道路愛護に参加してもらったりしております。

官民それぞれの立場で推進していくことが多文化共生社会の推進につながると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） トランプという大統領がアメリカファーストというのも流行語みたいにしましたけれども、アメリカファーストとアメリカ人ファーストは全然違うんです。アメリカファースト、日本ファーストと日本人ファーストは全然違うんです。日本ファーストは、日本が日本の企業は世界一だよとか日本の商品はいいよとか、いろんな政治的な意味もあろうかと思いますが、そこに人という文字が1つ入ることによって人種差別につながるような大変大きな問題があるというところで、今、若い人たちがあまりそういう深く物事を考えないで何となく流され、事実は分からないまいろんなSNSの情報に惑わされているような部分がたくさんあって、大変今私どもいろいろ心配している状況です。

とりわけ、昭和村では、さきの林勝美さんの答弁で、6,976人の人口のうち772人、11.1%という県内でも2番目に外国人の比率が高い村となったわけでありますから、やはり村としてもこういった1割を超えた方々に対する村としての施策ももう少し充実をさせていかなきやならない、そういう必要があるんじゃないかなというふうにいろいろ考えさせられましたので今回取り上げさせていただきました。これは、各課の課長さんも含めて、いろんな分野で考えていかなきやならない問題だと思います。

貝野瀬で、ある人が、外国人の方が自転車のルールが悪くて事故を起こしそうになって心配だと、外国人の方にもう少し自転車の乗り方、安全運転ができるように何か村でやつてほしいというようなことを言われて議会で取り上げたこともありました。国々のルールの違いもありますから、それは外国人の方が悪いということじゃなくて、やはり外国人の方が日本の我々と一緒に共生していくために、外国人が悪いと言っているだけじゃなくて、私たちも少し、村としても努力して、一緒に仲よくできるような方策をいろんな面で考えていかなきやならないという問題提起として今回取り上げさせていただきました。

前、村民運動会のときに実習生の皆さんのお手作りの水餃子みたいのをつくってもらったりして食べさせてもらったり、若干コミュニケーションが取れたようなこともありましたけれども、なかなか、村民運動会もなくなってしまい、地域では道路

愛護等でも顔を合わせる行政区もあるでしょうけれども、貝野瀬区の場合は道路愛護には今参加してもらっておりません。なかなか宿舎から職場までの往復で、地元との交流がないというのが現実です。区としてももう少し何かいろいろ交流ができるようなことをやらなきやなという話は出ているんですけども、なかなか難しい、具体的には進まないでいるのが実態です。ぜひ、村長、日本語教室だけじゃなくて、これからいろんな問題も考えられますけれども、村としても、行政としてもそういう目で、行政としてこういうことやらなくちゃならないということはいろいろな面であると思いますので、ぜひ共生ができるようなむらづくり、頭に置きながら進めていただきたいという、具体的にあれやれこれやれという、私が今言うほどではないにしても、そういう立場で行政として取り組んでもらいたいと、お願いでございます。

また、先日、ヤマダイの新しい工場を視察させてもらいましたが、隣に新しい外国人の宿舎の建設が始まっていました。もう一か所つくるという話がございましたので、2か所、新しい宿舎が増えます。ですから、まだまだ増えるというか、772人にとどまらないで、800人、900人になる可能性もあります。

私、事務所が沼田にあって事務所に行くんですが、事務所の近くのかなり古い平屋のアパートにも外国人がたくさんいまして、自転車で横塚の工業団地に通っているんですが、自動販売機でジュースなんか買うと、もう平気で飲み終わればぽいぽいで、道路の脇には、外国人が悪いとは言いませんけれども、マナーが悪いなというのは感じていますけれども、そもそもその人が本当に日本のマナーを承知してやっているか、ごみ出しはちゃんとしてくださいよと誰かがアドバイスすればそのくらいは直してもらえるんじゃないとかいろいろ考えて、行き会ったときには、言葉が通じないんですけども、挨拶をして、話をしたりする機会もあるんですけども、随分、やっぱり日本人と違ってマナー、外国人が悪いという形じゃないけれども、確かにその周りに住んでいる人たちはちょっと違和感を感じるような場面も多々あります。ありますけれども、やっぱりそれを乗り越えて共生していくかなきやならないなというふうに感じております。

そんなような実態ですので、具体的にどうのというわけじゃありませんが、全国知事会が、ぜひこの多文化共生でやるんだと、わざわざ全国知事会が参議院選挙の直後に開かれました。わざわざ青森宣言特別決議を追加して、追加してそこに47人の知事がこの排外主

義は否定して多文化共生社会を目指しますということをわざわざ宣言をせざるを得なかつたと、今の政治情勢だということをひとつ申し上げたんですけれども、村長、再質問で、具体的には言いませんけれども、村としてももう少し、日本語教室だけじゃなくて、何かできる、考えているんな施策、前向きに推進していくという、お願いですけれども、もし決意を聞かせていただけるんであれば、もう一回だけ答弁をお願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　林幸司議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどもお話がありましたように、まずはいろんな行事に参加をしていただいているとは思うんですけども、外国人の方々を受け入れているそれぞれの農家をはじめ会社の皆様方に横断的なやっぱり教育が必要ではないかなというふうに考えております。そういう中で、やはりいろいろと問題点等、またこうしてほしいとかという要望もあると思うので、その中でしっかりと協議していただいて、いい方向に持つていければというふうに考えております。

ただ、林議員にもお答えしましたけれども、日本語学校をつくったらどうだというような今意向も来ておりますので、やはり言語の問題が一番大きいと思いますので、言語が通じないとなかなか、お互いのコミュニケーションも含めて、取れない部分もございますので、勘違いをしたり、また先ほどお話があったような敵視みたいな言葉も発するようになってしまふうと思いますので、うまく日本語学校を、できれば開設したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔9番　林　幸司君発言〕

○9番（林　幸司君）　時間もありますので、2項目めに移ります。

養蚕古民家について伺います。

7月13日、全国に誇れる養蚕集落景観をむらづくりに生かすとの目的から国重要伝統的建造物群保存地区（略称、重伝建）選定を目指すキックオффフォーラム2025が本村役場会議室、この場所だったと思いますが、開かれました。

重伝建は、文化財保護法に規定される文化財の一つで、市町村が条例により決定した伝統的建造物群保存地区の中から、文化財保護法第144条に基づき、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定した地区となります。全国では106市町村、129地区で、群馬県内は2地区となっています。昭和村として、重伝建選定を目指すならば、まずは村として伝統的建造物群保存地区を定め、条例等を制定することが先決となります。

養蚕古民家の現状、集落景観を含めた歴史的、文化的な価値と保存については、2007年度にトヨタ財団研究助成事業としてR A Cに委託した事業の成果発表資料や写真などがホームページにも公表され、誰でも見られるように掲載されています。それによれば、村内全域で養蚕民家が約400棟ほど確認されたとのことです。その後も年々取り壊され減少しているものと思われます。早急な村としての対応が求められていると考えます。

また、ぐんま絹遺産への登録についても再三要求してきましたが、みなかみ2、川場1、片品2、沼田が6の利根沼田で11も指定されています。指定ゼロは昭和村だけとなっています。

そこで具体的に伺います。

①村長として、国重伝建選定を目指す決意をお聞かせください。まずは伝統的建造物群保存地区の村指定を早急に推進するよう求めます。

②かつての養蚕民家や社寺調査資料の活用へ、デジタル化し公表を求めます。

③養蚕古民家集落をぐんま絹遺産に早期に登録するよう求めまして、最初の質問といたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　林幸司議員さんの養蚕古民家についてのご質問にお答えいたします。

最初に、①村長として、国重伝建選定を目指す決意についてですが、重伝建は文化財保護法に規定される文化財の一つで、市町村が条例により決定した伝統的建造物群保存地区の中から、文化財保護法第144条に基づき、特に価値が高いものとして文部科学大臣が選定した地区となります。昭和村としても重伝建選定を目指すならば、まずは村として伝統的建造物群保存地区を定め、条例等を制定することが先決となります。伝統的建造物群

保存地区とは、建物単体でしか保存できなかつた歴史的建造物群を面的な広がりのある空間として保存するための制度となっております。そのため、保存地区内では、社寺、民家、蔵などの建築物はもちろん、門、土塀、石垣、水路、墓、石塔、石仏、燈籠などの工作物、庭園、生垣、樹木、水路などの環境物件を特定した保存を図ります。つまり、建物を保存するのではなく、水路など残っている雰囲気なども含めて集落として保存する必要があります。住民が暮らしながら伝統的建造物群を保存することが前提となっており、地元住民が市町村と協力の上で主体的に保存活動を行います。文化財としての保存には、村の文化遺産を守る観点からとても重要ではありますが、指定には所有者の同意が必要となります。また、専門家による分析調査を行い、その価値を把握した上で適切な管理を図って行くことが必要であると考えております。このようなことから、現在のところ伝統的建造物群保存地区へ指定するには多くのハードルがあり、しっかりと準備を行う必要があると思われます。

次に、②養蚕民家や社寺調査資料の活用及びデジタル化し公表を求めるについてですが、デジタル化し公表することにより広範な情報発信による認知度向上とPR効果がありますので、村で所有する社寺調査資料を村のホームページで公表していきたいと思います。

次に、③養蚕古民家集落をぐんま絹遺産に早期に登録するよう求めるについてですが、ぐんま絹遺産とは、群馬県が県内に残る養蚕、製糸、織物、流通に関する建物、施設、民俗芸能等を「ぐんまのたからもの」として登録したものです。これは県が文化財として保護、活用し、地域振興や観光に役立てることを目的としています。昭和30年代頃まで養蚕が盛んであった本村には、現在でも当時の面影を残す大型養蚕古民家や土蔵等が数多く残っており、現在でも住人が住み続けているものも多数あります。仮に登録を進める場合には、住民の方々の理解が最も重要であると考えております。登録することにより、観光客等の来訪者が養蚕古民家周辺に集まり、眺め、写真を撮影したり、ときには敷地内に立ち入ってしまうことも想定されます。所有者がこのような状況を受け入れ、登録及び公開に関する同意が得られれば、登録は可能であると考えております。

本村としても、養蚕古民家は貴重な歴史的建造物であり、登録後の適切な保存や管理、活用が重要であると考えております。今後、登録の必要性も含め、文化財保護委員会の中で話し合っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林幸司君発言]

○9番（林幸司君） 富岡製糸場が世界遺産に登録をされて、結構新聞でもいろいろな特集で大きく報道されて、いつも私も取つておいて時々見たりしますけれども、富岡製糸場も年に1回ぐらいは訪れて見てますが、修復保存するのに数百億円かかると、1つの長い建物がもう修復が終わっているんですけども、あれ1つ直すだけで100億かかるという話があって、最初、130万人ぐらい訪れた人から頂いた入場料で計画を立てたところ、年々、やっぱり世界遺産に登録されて時間がたつと、百何十万人が毎年来てくれるわけじゃないので、とても大変だというお話を副市長さんから伺つてきました。それでも頑張つて修復して世界遺産を保存していくんだということで頑張っております。

昭和村も、世界遺産とまではいかないけれども、村長、重伝健を目指すということでこのキックオフフォーラム、村長も積極的に開催したんだと思うんですけども、私も参加させてもらいました。立派なパンフレットも頂きましたから、これはもう村長の決意を聞かなくちゃと思ったわけなんです。なかなかハードルが高いということは理解できます。

①の質問なんですけれども、しっかりと準備を行う必要があると思われますという答弁だったんで、村長は重伝建を目指して準備を進めるのか進めないのかと。進める気があれば、もう村長が何らかの準備を行政として進めるということをまず約束してもらいたい。そこが始まらなければ、村長、一步出ないんです。村長がやりますと、私は重伝建を目指しますというんであれば、まず準備を進めますと。明日、国に指定なんかできないんですから、準備を進めて、準備が整ったら条例制定して村が指定するという手續があるわけですから、先ほどの答弁ではしっかりと準備を行う必要があるという答弁だったんですから、準備は進めるんですか、重伝建を目指して頑張るんですか、その村長の決意、もう一回聞かせてください。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員の質問にお答えいたします。

実は、先般、9月4日、県の文化財のカワグチ係長と京都から文化庁のムラカミ調査官がお見えになりました。それで、村内の3地区を回りまして、外から見させていただきま

した。非常に好感を持っていただいたというか、文化庁のムラカミ調査官はまだお若い方で、女性の方だったんですけども、非常にすばらしい養蚕群であるという評価をいただいたわけですけれども、その中で、一応、最後にちょうど生越の林キヨウコさんのうちへ行つたんです。そうしたら、どうぞ中まで見てくださいということで中まで見せていただいたんですが、本当に中はすばらしくリニューアルしてありますと見えて、夏は15人ぐらい泊まれるんですよというお話をさせていただきました。そういうって、寄席なんかもしていただいているんですけども、1年に1回、コロナの関係でちょっと中断されているみたいですが、そういうた非常によさをこれからも残していくみたいというふうに私は考えています。ですから、キックオффフォーラムももちろんそうなんですが、今後研究集会等を進めていきながら、何とか重伝建、そして国の補助金等を頂きながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 本格的に進めるのであれば、まずは担当部署を決めて、担当者を決めて、そしてその準備を具体的にもう役場職員の中で、どういう部署でどこでやるか分からぬですけれども、工業団地の推進室みたいな、何か一歩出なければ次にいきませんよね。村長が全部一から十まで調査なんかしている時間的余裕はないんですから、行政としてやるんだということになれば、私ども議会としてもそれなりに協力ができると思うし、住民の理解を得るような活動というものにはやっぱり一定の時間がかかります。そして、対話も必要です。ですから、保存を目指すということの方向性がはっきり、村長が決意をするんであれば、もう準備を一歩でも二歩でも足を踏み出すということが必要だということで今日は、村長、やる気があると私は考えて、私も協力したいと思って今回取り上げたんで、ぜひそういう実務的な準備を始めてください。お願いします。

時間もありますので、ぐんま絹遺産のほうに移ります。

ぐんま絹遺産、私もう何回も、一般質問もやっているんですよ。私も文化財のプロジェクトで分かりませんけれども、教育委員会に行けばちゃんとこういうパンフレットが置

いてありますから、教育委員会入り口でもらってきましたよ。見たら、利根沼田で11か所指定されて、ないのは昭和村だけという形になっているわけですよね。昭和村がこれだけ養蚕が盛んな村でゼロはないでしょう、村長。これは何らかの形であれじゃないんですか、昭和村、貴重なものって、どういう形がいいか分かりません。私は古民家群がいいと思つてはいますけれども、ほかの市町村の11だけじゃなくて、県内全部だとこんなにいっぱいあるんですよね。3つや4つ昭和村にあったって不思議はないと思っているんですけれども。村長、取りあえず、文科省の許可は必要ないんですから、これは昭和村が、村長がやる気になれば群馬県は喜んで指定してくれると思いますよ、これ。すぐやりましょうよ。村長、もう一回、やりますという決意を述べてください。

○議長（永井一行君）　　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　　ぐんま絹遺産群につきまして、林議員さんからのご質問ですが、ぐんま絹遺産につきましては、調べさせていただきました。これは、はっきり申し上げますと、村の文化財協会とのつながりが非常に強い部分がございます。ですから、まずは村の文化財指定をするということが第一です。建物の関係が非常に多いんですけども、神社仏閣等も結構入っておりますが、そういった意味では、まず昭和村の文化財指定をした後で、その中から県のほうに、県の文化財指定を受けるということが段階的なものになるのではないかと思います。

その上で、ぐんま絹遺産のほうに持っていくなければいけないと思いますので、また教育委員会のほうとしっかりと協議をした上で進めていきたい。また、文化財保護委員の皆様方にもご理解をいただきなければ進めることができませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　　林幸司君。

〔9番　林　幸司君発言〕

○9番（林　幸司君）　　時間があと18分なので、3つ目の質間に移ります。

国保と医療について伺います。

国がマイナ保険証導入に伴い紙の保険証を廃止し、短期保険証の制度も廃止したこと、医療機関の窓口ではトラブルが多発しています。今まででは、国保税を1年以上滞納してい

る世帯に対して、窓口にお出でいただきて納税相談を行い、3か月、6か月の短期保険証を発行してきました。しかし、今年の8月より紙の保険証から資格確認書へ全面切替えが行われるに伴い、短期保険証だった世帯に対して、窓口で全額負担、10割負担の特別療養費に指定。事実上22世帯から保険証を取り上げてしまいました。

厚労省は、対面で窓口10割負担が可能かどうか確認して、負担が困難であるとの申出があれば特別療養費の指定はしなくてよいとしています。なお、滞納世帯であっても18歳未満の子供達から保険証の取り上げは絶対してはならないとされています。玉村町や取手市など多くの市町村が18歳未満の子供達に対しては国保税の均等割、人数割は免除しています。18歳、高校生まで医療費無料化を実施していることからも、本村でも均等割免除が求められていると考えます。

また、8月8日の新聞に大きく報道された国立沼田病院の縮小、廃止問題ですが、物価高騰により全国6から7割の病院が赤字経営に、介護の施設も多くが赤字となっています。沼田病院は、災害拠点病院、がん診療連携推進病院に指定され、救急、僻地医療、感染症対応など国立だからこそのがえのない役割を担っています。

そこで具体的に伺います。

①特別療養費の世帯が3から22に激増したが、命に関わる大問題であり、無条件で資格確認書を発行した上で親身な対面相談を行うなど早急な改善を求める。

②18歳未満の子供達の国保均等割免除を求める。

③沼田病院の存続と診療報酬、介護報酬の引上げに尽力を求めるとして、最初の質問いたします。

○議長（永井一行君）　　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　　林幸司議員さんの国保と医療についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の特別療養費の世帯が3から22に激増したが、命に関わる大問題であり、無条件で資格確認書を発行した上で親身な対面相談を行うなど早急な改善を求めるについてですが、国民健康保険税は国民健康保険制度を支える重要な財源となっており、国保制度を安定的に運営していくために、被保険者の皆さんに公平な税負担をお願いしているところ

であります。しかし、納期限から1年以上滞納している世帯には、納付が困難となっている特別の事情や弁明を申し出ていただく機会を設け、期日までに回答を得られなかつた場合は、18歳未満のお子さんを除いて、特別療養費の支給対象となる資格確認書等を交付しています。特別療養費の資格確認書の対象となつた方には、医療機関の窓口で一旦10割分を負担していただいた後に国保から7割または8割分の特別療養費を支給いたします。

これまでも一時的に10割負担をしていただく資格証明書を発行すべき滞納世帯は同程度存在しましたが、短期保険証を窓口交付することにより対面で納税相談をさせていただき、納付につなげることが可能がありました。しかし、短期保険証が廃止され、取り得る手段が限られた現在においては、公平な税負担をいただくために、特別療養費の支給適用とせざるを得なくなつたことにつきまして、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、②の18歳未満の子供たちの国保均等割免除を求めるについてですが、加入者が医療費を支え合う仕組みである国民健康保険制度において、18歳未満の子供の均等割を免除した場合、その分の収入が国保財政にとって不足することになります。この不足分を補うため一般会計から補填することは法定外の繰入れとなり、認められておりませんし、子供のいない世帯や高齢者のみの世帯の負担が相対的に重くなることにもつながりかねません。

また、群馬県と県内全市町村は令和15年度の税と給付の完全統一に向けて準備を進めており、国保税の制度として市町村個別で免除等の対応はしないよう県からも求められておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願ひいたします。

次に③沼田病院存続と診療報酬、介護報酬引上げについてですが、まず、沼田病院存続については、今後を議論する県主催の会議が8月7日、利根沼田振興局で開催され、存廃も含めた在り方について具体的な協議を進めることを確認しました。この背景には、沼田病院の経常赤字が慢性化していることに加え、医師確保が困難な状況が続いているという事情があります。しかしながら、林議員さんのおっしゃるとおり、沼田病院は災害の拠点病院や僻地医療、感染症対応など、重要な役割を担っています。そのため、今後開催予定の協議会では、存続も視野に入れつつ、できる限り住民に影響のないよう慎重に協議していきたいと考えております。

次に、診療報酬、介護報酬の引上げについてですが、医療、介護従事者の賃金改善、物

価高騰への対応、そして質の高い医療、介護サービスの維持には診療報酬の引上げが不可欠であると認識しております。高齢化が進む本村において、地域医療、介護体制を維持し、将来にわたって村民が安心して暮らせる環境を整えることは、村政にとって最重要課題の一つであります。これらの課題解決に向けて、関係機関と協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） 保険証取上げの問題ですけれども、群馬県社会保障推進協議会で全市町村にアンケート調査を行いましたところ、昭和村以外にそういう冷たい措置をやった市町村はないんです。今まで短期保険証を出していた世帯には、ちゃんと対面で病院に行ったときに10割払えるんですか、払いますと言った世帯はいいんです。払いますと、10割でも20割でも払うと言った。払えないといった世帯はもう発行しちゃ駄目なんですよ、これが国、厚労省の通達なんです。何でそうなっているかというと、民間の自動車保険や民間の生命保険や医療保険とは違うんです。社会保障制度なんですよ、国保は。民間の保険だったらお金払わない人は駄目ですよ、保証しませんよで、これ民間ですよね。でも社会保障制度なんです。納税の義務を果たさないから、じゃ社会保障の権利、税金を納めない人は学校も駄目、保育園も駄目、全部社会保障は切り捨てるんですか、そういう冷たいことになっちゃうんですよ。それはないんですよ。納税の義務を果たす、それは国民の義務です。だから、果たしてもらいたい。でも、いろんな事情で、急に失業したり、いろんな事情で払えなくなることもあります。でも、それはローンでも払いますと、遅れても払いますという、払う意思があれば、もちろんそれは尊重していかなきゃならないから、分割納付という方法もあります。ですから、村長、1年以上未納があったら一律保険証を取り上げるということをやっちゃ駄目なんです。それをやったのは昭和村だけなんです、県内で。それ、この間の全市町村アンケートの結果見て私びっくりしちゃったんです。何で村長はそんな冷たいことをしたんだと。だから、取りあえず今まで短期保険証を出した世帯、一律全部保険証をカットしちゃったんでしょう。その人たちもう命に関わるんです。

この問題は今の問題だけじゃなくて、昔から保険証取上げ問題は全国的にも大きな問題になっていて、もう人口が30万、50万の大きな市町村でもそういうところに労力を費やす

のはもう意味がないと、もう無条件で保険証は100%出している自治体が全国でも、人口が30万、50万でもいっぱいあります。埼玉県の県都であるさいたま市なんかも、そんないちいちこのうちは出す出さないなんていうことはやらない、もう無条件で全部出して、それで納税相談は納税相談でちゃんと親身にやるというところもいっぱいあります。

昭和村だけだったからもうびっくりしちゃったんです。一律にやっちゃったから、今まで3世帯だったのが一気に22に増えたんでしょう。今まで短期保険証の世帯、全部一律に取り上げちゃったんです。もうすぐに改善してもらわないと、命に関わる問題です。村長、そういう冷たい措置をやったのは昭和村だけだということを認識していますか。すぐに改善してください。もう一回答弁お願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　林議員の質問に関しては、住民課長のほうから答弁させます。

○議長（永井一行君）　住民課長。

〔住民課長　小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君）　先ほどの林幸司議員の質問にお答えさせていただきます。

林幸司議員がおっしゃるには昭和村だけが保険証を取り上げたということでございましたが、私どもが7月上旬に税務会計課3名、住民課2名の職員で協議をいたしまして、この特別療養費を適用する世帯を協議して決定したところなんですけれども、そのときの近隣の市町村の状況ですが、沼田市が対象世帯が40世帯程度、みなかみ町が対象世帯50世帯程度、片品村が48世帯程度ということで、川場村はゼロなんですけれども、近隣の市町村ではそのように対応しているという回答を得ております。

ただ、沼田市だけは事前に手続といたしまして特別の事情の有無の届出、弁明書の提出を求め、そして特別療養費の対象となる世帯には事前通知をしているという回答を得ましたんですが、昭和村以外にも実施している市町村はございます。

そして、昭和村といたしましても、短期の保険証を交付していたわけですが、今回やむを得ず特別療養費ということで対応させていただいているわけなんですけれども、通知を出した結果、納税相談ということで3世帯が来庁されまして、3世帯が特別療養費解消になったということでありますので、効果が表れているものと思われます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） あと4分になったんで、2つ目の質問なんですが、18歳までの均等割りの問題ですが、村長の答弁だと法定外繰入れが認められていないというような云々で、やる気はないという答弁だったんですけれども、本村と仲がいい玉村町も取手市も、全国多くの市町村でやっております。国も、今たしか3歳未満の子供たちの均等割はもう免除、国の制度してやっています。国が2分の1、市町村が2分の1負担でやっています。国は、これをだんだん子供たち、18歳までだんだん広げていくという方向であるんです。国もやろうとしている制度なんです。だから、それを先ほどして玉村町や取手市はやっているんです。

課長が答弁したから聞きます。課長、昭和村で18歳未満の子供たちの均等割を免除するのには幾らの予算が必要ですか。

○議長（永井一行君） 税務会計課長。

[税務会計課長 諸田光明君発言]

○税務会計課長（諸田光明君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今現在、昭和村では18歳未満のお子さんは321名いらっしゃいます。これを均等割、2万4,000円掛けますと、今現在1,091万4,000円ということになっておりますが、この中で軽減のかかっているお子さんもいらっしゃいますので、実際には1,000万円以下になるかなという想定をしております。

以上です。

○議長（永井一行君） 林幸司君。

[9番 林 幸司君発言]

○9番（林 幸司君） ちゃんと試算が出されているんです。担当課が照査して878万8,433円あればできるんです、昭和村は。878万円、村が一般会計から負担すれば、子供たちの均等割、全部免除ができます。そして、おぎやあと生まれた赤ちゃんが1人増えました。均等割国保税増やしますよ。子供が生まれたら国保税が高くなる、そういう村でいいんですか、村長。ぜひ、子供が生まれても国保税は高くしませんと、子供たちの均等割

878万円は村が、玉村町と同じように、温かい措置を強くお願ひしておきます。

それと、沼田病院の問題なんですけれども、上毛新聞に出ていたとおり、存続か廃止かという、今非常に危機的状況なんです。かつて、私が知っている限り2度ありました。沼田病院が廃止される危機が。そのときも全市町村の議会でも廃止しないでくれと決議をしたり意見書を上げたり、全部の市町村が頑張って廃止をとどめたんです。2度食い止めた経験があるんです。今回も、だから市町村長がまず、これはもう廃止やむなしじゃなくて、廃止しないでくれと頑張ってもらう以外に、私たち、その会議に出て発言ができないんです。やっぱり市町村長の権限が絶大なんです。県と市町村長の、これが頑張って、存続頑張りますよと言えば国もやっぱり動くんです。ですから、村長の権限は絶大なんで、廃止しないように頑張りますと村長、約束してください。廃止させないように頑張るというふうに約束してください、最後。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林幸司議員の質問にお答えします。

機構の本部のほうにも行ってきました、ちょうどたまたま白沢出身の新木理事長がおられましたんで行ってお話をさせていただいたりとか。今実際に機構の病院に加入されている病院はかなりどこも厳しい状況で、一から全部やり直していくという状況だそうです。そんな中ですけれども、先ほど林議員がおっしゃったように、利根沼田における国立病院の在り方については、非常に重要な位置を占めています。ですから、私としても、この間の会議も含めて、以前の会議もそうですが、一貫して何とか残すべく努力をしております。

〔9番 林 幸司君発言〕

○9番（林 幸司君） よろしくお願ひします。終わります。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

11時に再開にいたしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 最初に、先ほど加藤正君の一般質問に対して誤りがあったということで、総務課長のほうからもう一度説明がございます。

総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） すみません、先ほど加藤生議員の一般質問の中で辺地対策事業債の関係で答弁をさせていただきました。充当率が100%、そのうち交付税措置が70%というような答弁をさせていただいたんですけども、すみません、交付税措置80%でしたので訂正をさせていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（永井一行君） 次に、1番議員 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） それでは、よろしくお願ひいたします。1番議員、堤宏康でございます。

少し前の話になるんですが、第6回日本子育て支援大賞自治体部門、受賞おめでとうございます。県内自治体としては本村が初の受賞でもあり、住民主体の村政を標榜する高橋村長にふさわしい大変名誉ある賞でもあります。本村のこれまでの医療や教育などの子育て支援策が評価され、喜びもひとしおです。これも現場の職員の皆さんのお住民目線に立った日々の地道な取組の成果の賜物であり、そのご労苦に対し感謝申し上げますとともに、引き続いての取組をお願いいたします。

さて、1つ目の通告のとおり、吉本興業ホールディングス株式会社との包括連携協定の解除について質問いたします。

7月の議会全員協議会において、吉本興業ホールディングス株式会社との包括連携協定を解除したとの報告がありました。寝耳に水の報告で、大変驚きました。9月6日のよしもとお笑いライブが急遽中止になり、村のホームページには、諸般の事情によりやむを得

ず中止させていただくこととなりましたとあり、関連した記載事項には取消しの一本線が引かれていました。村民の方々から、諸般の事情とはどういうことなのか、詳しい理由を教えてほしいとの声も聞こえてまいりました。私自身も、本案件に対しまして問題となる点を感じましたので質問いたします。

1点目、包括連携協定の狙いは何だったのか。

2点目、これまでに執行した金銭的な総額は。

3点目、包括連携協定の解除に至った経緯を理由を明確にしてお答えください。

村長、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　堤宏康議員さんの吉本興業ホールディングス株式会社との包括連携協定の解除についてのご質問にお答えいたします。

まず、①の包括連携協定の狙いにつきましては、協定書の目的に、昭和村と吉本興業ホールディングス株式会社が緊密な相互連携等により住民サービスの向上と地域活性化を図ると明記されておりますように、吉本興業ホールディングス株式会社と連携して事業を開発し、昭和村の活性化につなげたいという思いからとなります。これにより、お笑いライブの開催や昭和中1年生による漫才ワークショップの開催、昭和村産のホウレンソウを使用した「よしもとカレー」の製作などを行いました。このうち、漫才ワークショップは、入学されたばかりの昭和中1年生が中学校という新しい環境に慣れつつある時期に漫才ワークショップを実施することで、自己の表現力やコミュニケーション力、また、自己肯定感を高めるなどの効果を期待でき、非常に価値のある事業を実施することができたかと思っております。

次に②のこれまでに執行した金銭的な総額につきましては、令和4年度については170万円、令和5年度が394万4,280円、令和6年度から昭和よしもと会への活動補助金として600万円となっており、合計で約1,164万円となっております。

次に、③の包括連携協定の解除に至った経緯と理由ですが、まず、今年の1月に包括連携を結ぶ吉本興業ホールディングス株式会社に所属する芸人6名がオンラインカジノ賭博をしていたことが報道されました。そのため、こうした違法行為を行う芸人が所属する企

業と包括連携を行うことはいかがなことかと考え、顧問弁護士と相談し、連携先の吉本興業ホールディングス株式会社から本村への謝罪が必要であると考えました。これにより、日付と宛名などが入った謝罪文を出すよう吉本興業ホールディングス株式会社に伝えたところ、先方から直接会い経緯の説明をしたいとの申出がありました。そして、7月25日に吉本興業の関係者らが来村し、経緯の説明を受けましたが、その説明時に包括連携についての解除の申出があり、本村としても承認したものでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 大変丁寧なご答弁、ありがとうございました。

少し詳しくお聞きしていきたいと思います。

まず、1点目なんですが、包括連携協定の狙いについて、答弁にもありますように、緊密な相互連携等により住民サービスの向上と地域活性化を図るとのご答弁でございました。また、ちょっと調べてみたんですが、包括連携協定について、2022年9月、広報しようわに詳しく載っていました。ちょっと読んでみたいと思います。昭和村と吉本興業ホールディングス株式会社は、8月10日、地域振興における連携強化を目的に包括連携協定調印式を村公民館で行いましたとあります。さらに、協定は地域の、先ほどご答弁にもあったんですが、地域の活性化や健康福祉の向上、教育と子育ての融合、住民活動の推進向上や村産食材を使用した特産品の開発などを目的としておりとの記述があり、広く広報されております。

続けて、同広報しようわでは、ご答弁に概略があったんですが、（1）として、年1回以上お笑いライブを開催、村民を対象とした無料のよしもとお笑いライブを村内の公共施設などで実施、笑顔があふれる村になるよう村民に笑いを届けます。2点目、小中学生を対象に漫才ワークショップを開催。村内の小中学校を対象に、吉本のお笑い芸人が講師となり漫才のワークショップを開催。漫才を通じてコミュニケーションを育むとともに、地域の一体感が得られるよう目指しますと広報されております。3点目なんですが、昭和村産食材を使用した特産品を開発。村産のコンニャクイモやトウモロコシなどを料理が得意な吉本芸人がプロデュースしてオリジナルの特産品を開発。野菜王国としての知名度をさ

らに広めていきますともあります。最後に、4点目なんですが、B Sよしもとでこれらの取組をP R、B Sよしもとで放送。地域活性化の取組を全国にP Rしていきますと紹介されております。

これらを踏まえて村長にお聞きしたいんですが、これらの包括連携協定の狙いは、村長のお考えなんですが、十分に達成されたのでしょうか。村長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんのご質問にお答えいたします。

私も包括協定のほうは全文見させていただきました。その中において、今回の一番大きな問題というのは、やはり新聞報道されましたように、芸人の方々の賭博の問題です。これはあくまで犯罪ですので、そういった中で吉本興業さんがどういった判断をされるかということが一番大きな問題点でありましたので、そこでいろいろと、弁護士さんとも相談させていただいたりした中で、そういった形で吉本興業さんのほうにはご連絡をさせていただきました。その中で、7月25日に副社長はじめ向こうの顧問弁護士と、あと営業部長の3名がお見えになって、お話をさせていただく中で、副社長のほうから包括協定を解消したいということでお話がございました。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

[1番 堤 宏康君発言]

○1番（堤 宏康君） 村長の今のご答弁ですと、当初の狙いよりも今回の、平たく言うとコンプライアンス事案ですか、そちらのほうが大問題だというような捉え方でよろしいんでしょうか。お願ひいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 堤議員にお答えいたしますが、吉本という有名なそういったお笑いの会社ですが、そういった、先ほどもお話があったように、全国に発信されているという、そういう会社が果たしてそういった博打等の犯罪を犯していいのかどうかというこ

と、そこが一番大きな問題ではないかと思います。会社のコンプライアンスも含めて、やっぱりそういったものは一番重要なところではないかというふうに思っております。

○議長（永井一行君）　堤宏康君。

〔1番　堤　宏康君発言〕

○1番（堤　宏康君）　分かりました。また、ちょっと後ほど、コンプライアンスですか、そのときのやり取りについて詳しくお聞きしたいと思います。

いずれにいたしましても、今回解除となったわけですが、残念なのが、8月号の広報しようわの中に小中学生を対象の漫才ワークショップに関しまして、表紙を飾っているんです。この説明の中で、8月10日、小中学校で教育漫才ワークショップが行われました。参加した生徒たちは、人前での披露に緊張しながらも、事前に準備したネタを堂々と発表しております。また、この広報の4ページにもトピックスとして紹介されております。私はすごく感心したんですが、生徒たちは漫才を通して人前に立ち、笑いを取るという貴重な体験をしましたとの記述で、この包括連携協定があったからこそその体験ができている。昭和村の子供たちならではのよき思い出の1ページを飾った、そういういた事業ではなかったかというふうに思っているんです。

また、村産、やさい王国昭和村条例も可決され、今企画課のほうで実施していると思うんですが、その取組を。吉本カレーがあつて、パッケージのネーミングにホウレンソウ編というような表記があったかと思うんですが、パッケージのネーミングから第2弾、第3弾の商品展開を期待させられる、そういういた取組がなされてきた。それを、なぜ今回突然連携協定の解除になったのか。

ということは、これらの諸事業の継続はほぼなくなったわけであり、これまで築き上げてきた吉本との信頼関係、多くの村民が地域の一体感が得られるよう、冒頭の狙いでもありましたように、一体感が得られるような取組、そういういた文化的な活動がゼロベース、ときには大きなマイナスとなるのではなかろうかというふうに思っているんです。見方を変えれば、住民の自発的な活動を踏みにじる、あるいは将来的な住民の文化的な活動の芽を摘み取るとも捉えかねない行為とも受け止められます。

冒頭お祝い申し上げました住民主体の村政に反するような今回の事案であり、高橋村長の村政運営に幾ばくかの疑問を感じざるを得ないものがあります。

次に移りたいと思うんですが、次に、答弁の中に気になる部分がありました。この部分なんです。本村への謝罪が必要であると考えましたとあり、日付と宛名などが入った謝罪文を出すよう先方に要求したというようなご答弁かと思います。吉本におきましては、今回のコンプライアンスの件につきまして、皆様ウェブ上で公開されているのでご承知のことだと思いますが、ちょっと確認してみたいと思います。2025年2月5日、「所属タレントの活動自粛について」と題しまして、今回コンプライアンス違反の疑いがあることが判明したため、現在外部弁護士を交え事実関係を調査中というふうに初期の対応をきちんと公開しているわけです。同月の27日に、「オンラインカジノ問題に関する今後の対応について」では、弊社におきましても捜査に全力的に協力するとともに、一部省略いたしますが、事実関係を調査しており、各タレントとも今回の問題について真摯に向き合っているところでございます。ガバナンス委員会を中心とし、外部有識者や関係機関にも相談しながら、再発防止や各種問題の解決に向けた様々な方策を検討しておりますということで、今後の対応について報告を出しているわけです。ウェブ上に公開しているわけです。ちょっと間が空いたんですが、多分調査等に時間がかかったかと推察されるんですが、今年の5月22日に「カジノに関するご報告」ということで、弊社としての対応策を取りまとめましたのでご報告いたしますというふうに広く報告しているわけです。改めて、関係者及びファンの皆様にお詫び申し上げますと、ここで謝罪をしているわけです。そして、利用が判明したタレントに対して、厳重注意処分とし、今後二度とオンラインカジノを含む違法行為に及ばない旨の誓約書を提出させ、カウンセリングの受講及び一定期間の報告の義務づけ等の対応策を公開し、周知していますということで、企業として本気で信頼回復に向けて努めている、そういういたさなかでの今回の契約解除となってしまったのは誠に残念です。

謝罪は過剰な、先方に対してある意味過剰な要求なのではなかっただのでしょうか。村長のご見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　　堤議員の質問にお答えいたします。

その部分も全部承知の上で、全部調べてあります、また、吉本興業さんのほうのいろんな今までの経緯、そちらのほうも全部調べさせていただきました。その上で、やはりそ

ういった、今回みたいな事案につきましては、どこの会社もそうなんですが、そういったことは会社の責任として一応報道するということは当たり前のこととござります。ですからそれはそれとしまして、一番危惧するところは、やっぱり、特に私は教育の部分につきましていろいろと、非常に心配をしている部分があります。ですから、そういったところで、活用されるという部分であればよろしいんですけども、逆に使われてしまうと大変なことになってしまふかなというふうに考えております。あえて謝罪文を要求したというところは、やはり形として残しておかないと今後何かあったときに何の処置もできない。また、村がそういった形になったときに責任問題が同時にまた追及されるわけです。吉本さんの場合は、主に関西方面でいろいろとそういった包括協定をやっておられますけれども、関東方面は非常に少ないというか、ほとんどないという状況です。ですから、地域的な差、地域的なお笑いに対する考え方の差というのは当然あるわけです。そういう意味では、今後の発生がなきにしもあらず。先般もちょっとお笑いの方が大変な事件を起こしましたけれども、そういったことが常にあり得るということもやっぱり念頭にありました。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 村長からも子供たちの教育に対する影響というご発言がございましたが、罪を憎んで人を憎まず、罪と向き合い、企業あるいは芸人が立ち直っていく姿をもう少し見守る寛容さがあつてもよかつたのではなかろうかなというふうにも思うんです。

また、そういった立ち直っていく姿を、子供たちにもきちんと悪いことは悪いというふうに説明して、立ち直る姿を見守り、応援していくことは、ある意味教育的にも意義深いものになった可能性も秘めていたのではないかというふうに思うわけです。罪は罪として悪いんですけども、立ち直るということがまた大事なんじゃないかなというふうに私は思うんです。そういう意味で見ると、ちょっと急なことで残念でなりません。

さて、私は今回のこの案件に関しまして、高橋村政の抱える問題点が露呈したのかなというふうに感じました。1点目は、こういったことを事前に議会に相談なく協定を解除したことです。議会との信頼関係というんですか、距離感、そういった点。過日の全員協議

会での言葉を借りれば、議会を軽視したのではなかろうか、あるいは軽視している。

そこで村長にお聞きします。

今回の件に関しまして、あるいは平素から、村長のお考えとして、議会との関係性をどのようにお考えなのか、そのことをお聞きしたいと思います。村長、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　堤議員の質問にお答えいたします。

議会と執行部とは両輪でございます。ですから、あくまで最終議決をいただくのは、議決のほうをいただいているのは議会でございますので、それに伴って執行していくということが、責任があると思います。

ただ、先ほどちょっと教育というふうに申し上げましたけれども、やっぱり道徳とルールということが一番重要ではないかと私は考えております。ですから、事前に議会のほうに話がというお話をあったことに関しては私も反省すべきところがあると思いますが、ただ、この間、実は9月1日の日によしもと会の三役の方がお見えになっていただいて、いろいろとお話をさせていただきました。今までの経緯を含めてお話をさせていただきまして、三役の皆様方といろいろとお話する中で、非常に分かっておられるところはお互いに理解されているんだなということは重々伝わってまいりますし、私のほうでいろいろとお話するというよりも、いろいろと聞かせていただいたんですけども、その後、一応、今月の9月22日ですけれども、よしもと会の皆様方とお話をする機会を設けさせていただきました。そこでまたいろいろとちょっと話をさせていただいて、副社長が見えたときもそうですけれども、一応包括協定は副社長のほうから解除しますというお話をだつたんですが、その中で、一応、状況が変わればまたお願いすることもあり得ますよというお話だけはしておきました。

以上です。

○議長（永井一行君）　堤宏康君。

〔1番　堤　宏康君発言〕

○1番（堤　宏康君）　村長のほうから議会に対する真摯なお言葉を少しいただけたかな

ということで、ほんのわずかですけれども、ほっとしておるんですが、村長もおっしゃったように、そもそも論なんですけれども、地方自治の大原則は二元代表制ですよね。執行機関である村長と議決機関である我々議会は、立場は違いますが、主役は村民ということは同じですよね。むらづくりにおいて私常々思うんですが、執行機関である村長と議決機関である議会は対等な関係であるというふうに私は認識して取り組んでおります。

また、本事案は、本年度予算も含めると、ご答弁いただいたんですが、ゆうに総額1,000万円を超える。文化財保護予算が年間100万円の本村にとって大変多額の税金で取り組んできた事業であります。そういう意味においても、やはり事前に議会に相談していただきたかった案件であります。本村にとって1,000万円を超える無形の財産であり、村民にとっては将来の可能性を秘めた財産でもあったはずです。議会の議決を付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例にも該当するような案件だったんじゃないのかななんていうふうな疑問も浮かんでくるんですが、例えば、今回の案件、解除ではなく一定期間関連事業を自肅しつつ契約を継続といったことは可能だったのではないか。また、結果的に解除になったとしても、議会との話し合いと言いますか、議会と議論するということは二元代表制の下では非常に価値のある活動であったのではないかというふうに思うんです。そして、そのような姿を多くの村民の方が、そういった姿勢がより多くの住民の理解、賛同を得て、高橋村長が標榜しています住民主体の村政にとって非常に有意義な活動であったのではないかというふうに思っているんです。少し残念な結果かなというか、残念な気がいたします。

また、2022年の包括連携協定調印式には当時の議長も関係していたようです。広報しょうわの記事を見ますと。今回の解除におきましても、場合によっては先方に対して議長が立ち会ってもよかったです。また、そういったことも含めまして、議会に事前に相談すべき案件だったのではなかろうかというふうに思うんですが、村長、ご見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君）　堤議員の質問にお答えいたします。

事情が事情だっただけに誠に私もショックだったんですけれども、そういう中でご返事

を待っていたところ、吉本さんのはうからお見えになっていたいだいたということで、これは致し方ないかなというふうに解除のはうを受けたわけでございます。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 急を要することであったという事情は分かるんですが、やはり事前に相談していただきたかったなというふうに思います。

繰り返しにはなるんですが、今回の件を含めまして、村長と議会の関係を私は大変憂慮しています。議会は追認のための機関ではありません。議会軽視のような行為は厳に慎んでいただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に移りたいと思います。

先ほど詳しくご説明いただいたんですが、吉本興業さんが、関係者が来村されたようなんですが、本村では具体的にどの方が対応されたのか、その辺のところを詳しくお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤議員さんの質問にお答えいたします。

私と新木参与と加藤課長、林参事、金井参事です。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 吉本のはうは副社長が来村なさったということでよろしいですか。副社長と顧問弁護士さんですかね、吉本さんのはうは。本村は、先ほど村長からご答弁があった4人の方ということでおろしいですか、5人か。分かりました。

こういった対外的な交渉場面、話合いの場において、村長の抱える2つ目の問題点が露呈したのかなというふうに思います。

先方は副社長が来村ですよね、そこにもういきなりトップが出ていく。こういった場面に、やっぱり副村長が、ワンクッションを置く意味でも必要なんじやないかなというふうに私は思うんです。やはり、副同士ですから一定の代理権というんですか、裁量というん

ですか、ある者同士でまず話をを行う。最終決済は代表権がある者が行うのは当然なんですが、そういう意味で、副村長不在というのはやはり本村にとって大きな弊害をもたらすのかなと思うんですが、副村長について、村長はどのようにお考えでしょうか。ご見解をよろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 堤議員、通告から大分それておりますので、村長のほうで答えたくなれば答えなくとも。

○1番（堤 宏康君） すみませんでした。では、これは撤回してもよろしいんですか。

○議長（永井一行君） 撤回しますか。

○1番（堤 宏康君） もし村長が可能であれば、お考えをお聞かせ。

○議長（永井一行君） 着席してください。

今の質問は通告から大分それています。

村長のほうから答弁するんであれば、拒否しても構いません。

[「拒否します」の声あり]

○議長（永井一行君） 拒否する。

○1番（堤 宏康君） 分かりました。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

[1番 堤 宏康君発言]

○1番（堤 宏康君） 大変失礼いたしました。ちょっとヒートアップして逸脱してしまったのはお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

いずれにいたしましても、今回の案件は議会軽視がもたらした一つの結果かなというふうに私は思います。

また、本村のお笑いの文化のともしびが今回の件で消えつつあるのが残念でなりません。住民主体の村政にとって大変残念な結果ではなかろうかというふうに私は思うのですが、今後の対応を引き続き注視してまいりたいというふうに思います。

以上で1点目の質問は終わりにしたいと思います。

それでは、通告の2つ目の質問をいたします。

教育長のリーダーシップの下、村民の代表に当たる方々で協議の場、昭和村統合小中学校推進協議会「ともに学び、ともに育つ学び舎づくり」についてです。

これまでも質問してまいりましたが、①協議会において継続して協議されている学校形態の現状について、これ通告から日がたっているので幾つかの協議会、全員協議会等でお話も伺っているんですが、改めて、教育長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの協議会において継続して協議されている学校形態についての現状についてのご質問にお答えいたします。

統合小中学校推進協議会では、川場学園の視察を含め、5回にわたり村の統合小中学校の形態について議論を重ね、協議会の総意として義務教育学校を目指すとの結論にいたりました。そして、このことについて保育園や学校の保護者、地域住民の皆様にご理解をいたぐため、各小中学校及び各保育園を会場として地域説明会を開催することとしました。

なお、説明会の周知につきましては、村民の皆様には9月初めに回覧板を発出しました。また、9月発行の広報紙に掲載して周知を図るとともに、学校、保育園の保護者に向けては電子メール等ＩＣＴを活用して個別に周知を図り、多くの方の出席をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁から、協議会での協議の結果、総意としての義務教育学校であるということでおろしいでしょうか。

そして、また今月、9月中に保護者、地域の住民向けに義務教育学校とはどのような制度なのか、回覧板でも回ってきたんですが、説明会を開催することと、本日の答弁並びに過日の議会全員協議会の中でご説明いただき、承知いたしました。

ちょっと、今回、義務教育学校について、本村のこれまでの報告書をちょっと振り返つて読んでみました。教育長が委員長であった昭和村小学校の統合に向けた検討委員会答申、これが本協議会の原点であると思うんですが、その報告書の中にもやはり義務教育学校の記述が多々見られたというふうな印象を受けました。

そこで、その中でも報告書の5、小学校に向けた結論、そして今後への提言から、村内の小学校の統合に向けて、昭和中学校との連携について開示や資料、また県内外の義務教

育学校を視察し、委員会としての方針を決め、村内8か所に及ぶ住民説明会においてこの方向性についての確証を得て、これは義務教育学校への方向性だったんでしょうかね、当時の。ここに昭和村の学校施設についての結論を記すことといたしましたとありました。また、終わりには、義務教育学校という新しい教育制度と昭和村の学校教育の現実の接点を探るべく、一部省略するんですが、文書と体験を通して義務教育学校を理解いただき、昭和村の小中学校の連携にはどの形態が合うのかを答弁いただきましたとありました。3年前ですか、にも同じようにあったんですが、今回、昭和村小中学校推進協議会におかれましても、これまでの議会への説明や提出されたというか、頂いている資料から同様のプロセスを経て、学校形態として、協議会の総意として義務教育学校という結論に至ったというふうに推察いたしました。教育長の丁寧かつ緻密な取組に、またさらに協議会の運営手腕には脱帽いたします。

ここで教育長にお聞きしたいんですが、確認の意味も含めまして質問いたします。

教育長のお考えにある義務教育学校という新しい学校制度と昭和村の学校教育の現実の接点とは、具体的にはどのようにお考えなのか、再度お聞かせください。教育長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） ご質問にお答えします。

まず、義務教育学校をなぜ進めたいかの大元は、小中一貫教育にございます。小中一貫教育というのは、小学校と中学校の教育課程9年間を取りまとめて、どのような子供たちにしようかという計画を立てた教育の方法ということになります。現在の子供たちに育てたい力として、自立した学習者という言葉を使っていますが、問題に対して自分で課題を見つけ、見通しを持って、友達と課題をしながらある結論に達していく。そして、失敗したら失敗したでまた振り返りを行い、再度挑戦していく。これが自立した学習者というふうにいうわけですが、これ実に難しいです。この力を育てていくには、たった1人の先生が頑張っても駄目です。ある学年で頑張っても駄目です。1年生から9年生まで継続した方針をしっかりと持って繰り返し繰り返しその力を育てていく、そういう方法がなければ難しいと思います。同様の力としては、別件の中にありましたが、共生していく力、

人と人の違いを認め合い、より優しくなって、違うよと言えたり、いいねと言えたり、そういうような共生する力。それから、創造する力、今までにない新しい価値を見出していく、そこには試行錯誤というのが当然出てくるわけですが、そうしたものも認めていく。これからの方針というのは、やはり小学校の低学年から中学校の9年生までかけて、昭和村ってそれを育てているよねという方針の中で生み出されるものというふうに思っています。

昭和村の子供たちは特にほかの地域と違って何かが違うというわけではありませんけれども、比較的、表現力はちょっと控えめです。控えめかなというふうに思います。その部分が若干英語にも影響しているかなという気はしていますが、いずれにしても、そのような力を育てることは昭和村の子供たちにとって必須なことだと思い、そういう意味で義務教育学校推進というふうに考えております。

○議長（永井一行君）　堤宏康君。

〔1番　堤　宏康君発言〕

○1番（堤　宏康君）　ありがとうございました。ぜひ、今のご答弁にありましたことを予定されている説明会で住民の皆様に熱く語っていただき、こういった力を育てたいというのを伝えていただければ。また、そういう活動を通してより多くの方のご理解、賛同をいただきますことを切に願っております。

村長にお聞きしてもよろしいんでしょうか、学校のことなんですが。教育長の任命権者であり、最終決済をする立場ということをもう明言いただいておりますので、教育長より村長なんですが、学校形態として義務教育学校の報告を受けて、どのような感想というんですか、お考えをお持ちなのか。もしお答えいただければお聞きしたいなというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（永井一行君）　通告者の中に村長がありませんので、村長が答えるのであれば答えてもらいます。

答えますか。

〔「いや、いいです」の声あり〕

○1番（堤　宏康君）　大変失礼いたしました。

○議長（永井一行君）　堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 引き続き今のご答弁の趣旨を踏まえまして、協議会におきまして丁寧かつ緻密な取組を期待しております。

通告の次の質間に移りたいと思います。

過去のご答弁から、まずはソフト面である学校形態が決まってからハード面である校舎の協議と理解しています。そこで、協議会での話し合いの現状を踏まえて、未来プラン2034の中にある②なんですが、統合小中学校建設の進捗状況の令和11年度（目標）100%に向けてのスケジュールについて、どのように思い描いていらっしゃるのか。教育長、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの統合小中学校建設の進捗状況の令和11年度（目標）100%に向けてのスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

まず、ご指摘の令和11年度（目標）100%ですが、これは令和7年3月に策定された昭和村第6次総合計画の前期5か年計画における成果指標のことだと思います。これは令和5年度実績「0」に対して令和11年度「100」にしたいという成果指標でありました。ご承知のように令和6年7月31日に建設委員会は解散をし、その後、統合小中学校推進協議会第1回が開催されたのが令和7年5月7日でした。そのため、ご指摘の11年度（目標）100%は難しい状況にあると考えています。

今後のスケジュールにつきましては、学びの形、いわゆる教育のソフト面は9月24日から始まります地域説明会を行い、その結果を含めたソフト面の基本構想を協議会で取りまとめ、議会へ報告し、教育委員会等で決定していただきたいと考えております。その後、施設設備の在り方、建設候補の地検討等、いわゆるハード面の検討に入りたいと考えております、これは11月頃から協議をスタートしていきたいとの思いがあります。

いずれにしましても、重要案件については推進協議会の総意を基に地域説明会を実施し、丁寧な説明と合意形成を図りながら、適切な歩みと着実さをもって進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

[1番 堤 宏康君発言]

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

11月からハード面の話が始まるということなんですが、6月定例議会において、教育長より既存施設を活用した統合小中学校という考え方もあり、新しい場所という場合、どこか1か所を使った場合、残りの3校にとっては新しい場所というような意味合いになるのかと思いますとのご答弁いただきました。そうすると、ハード面に関してなんですが、例えば学校改修した場合に、その校舎を使用するということ思い描いていらっしゃるのか、その点をちょっと確認させてください。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

[教育長 小野和好君発言]

○教育長（小野和好君） お答えします。

候補地関係につきましては、前回も答弁させてもらいましたけれども、それ以前の建設委員会のものはゼロとしまして、ゼロベースからスタートし、全く新しい土地、あるいは既存の校舎の活用等両方面含めまして推進協議会の中で図っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

[1番 堤 宏康君発言]

○1番（堤 宏康君） ありがとうございました。スケジュール的にタイトだと思うんですが、ぜひ目標達成に向けてよろしくお願ひいたします。

以上で終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） これにて一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は19日午後3時に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時46分散会